

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告をする。

1 災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定

(1) 協定締結先

東京都中野区上鷲宮二丁目4番1号1303

東京都行政書士会中野支部

(2) 主な協定内容

- ① 罹災証明書、自動車登録、許認可、その他官公署に提出する書類の作成及びその提出手続
- ② 相続関係書類、その他権利義務、事実証明関係書類の作成
- ③ その他行政書士法に定める業務

(3) 協定締結日

令和2年9月15日(火)

2 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定(再協定)

(1) 協定締結先

東京都中野区弥生町二丁目52番8号

一般社団法人東京都トラック協会中野支部

(2) 主な再協定内容

中野区災害時物流コーディネーターの派遣及び役割等の追記

(3) 協定締結日

令和2年9月15日(火)

3 災害時における相互応援に関する協定

(1) 協定締結先

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

福島県喜多方市

(2) 主な協定内容

- ① 食糧や飲料水等の救援物資や資機材等の供給又は貸与
- ② 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- ③ 被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供

(3) 協定締結日

令和2年10月2日(金)